

(第22条関係)

手 続 省 略 申 出 書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した廃棄物処理施設設置等協議書に係る事前協議について、前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第22条第2項の規定により、次のとおり手続の省略を申し出ます。

施設の種類	
設置場所	前橋市
適用条項及び理由	<p>事前協議規程第22条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 施設の種類及び処理する廃棄物の種類等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に対する有効性が高いと認められる場合</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 施設の設置場所の周辺の状況及び施設の設置等の形態等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の適正処理を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備に寄与すると認められる場合</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 他の法令等の制定又は改正により、施設の変更又は改造等が義務付けられ、かつ、緊急の対応を要する場合</p> <p>事前協議規程第22条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> ()</p>
備考	欄内に記入しきれないときは、別紙に記入すること。